

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

熊本県熊本市南熊本三丁目 1 4 番 3 号
株式会社トランスジェニック
代表取締役社長 山村 研一
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 社長室 IR・広報担当 森田貴子
電 話 番 号 078-306-0590

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社トランスジェニック（代表取締役社長：山村研一、熊本県熊本市）は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 11 期定時株主総会で、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条（株券の発行）に併せて現行定款第 8 条（株主名簿管理人）のうち、株券喪失登録簿に関する文言の削除を行うものであります。ただし、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 8 条（株主名簿管理人）のうち、実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日

以上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、試薬品、医薬部外品および化粧品の開発、製造、輸出入<u>ならびに販売</u></p> <p>2. 実験用動物の開発<u>および販売</u></p> <p>3. 分析機器および検査機器の開発、製造、輸出入<u>ならびに販売</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>4.</u> 前各号に付帯する特許権、実用新案権等知的財産権の取得、保有、運用、賃貸借、販売、管理および使用権許諾業務</p> <p><u>5.</u> 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p><u>6.</u> 前各号に付帯する教育、指導、一般労働者派遣業務、特定労働者派遣業務および有料職業紹介業務</p> <p><u>7.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、試薬品、医薬部外品および化粧品の開発、製造、輸出入、<u>販売ならびに研究受託</u></p> <p>2. 実験用動物の開発、<u>販売および研究受託</u></p> <p>3. 分析機器および検査機器の開発、製造、輸出入<u>ならびに販売</u></p> <p><u>4.</u> 農産物および畜産物の加工、製造、輸出入、<u>販売ならびに研究受託</u></p> <p><u>5.</u> 食品の開発、製造、輸出入、<u>販売および研究受託</u></p> <p><u>6.</u> 出版業および情報提供サービス業</p> <p><u>7.</u> 前各号に付帯する特許権、実用新案権等知的財産権の取得、保有、運用、賃貸借、販売、管理および使用権許諾業務</p> <p><u>8.</u> 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p><u>9.</u> 前各号に付帯する教育、指導、一般労働者派遣業務、特定労働者派遣業務および有料職業紹介業務</p> <p><u>10.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第9条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第8条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>